

函館市総合計画

- ・「函館市自治基本条例」に基づく本市のまちづくりの最上位計画
- ・「基本構想」と「実施計画」で構成され、総合的かつ体系的にまちづくりを進めるための計画

函館市基本構想(2017.4～2027.3, 10年)

- ・まちづくりに取り組んでいくための指針として、めざすべきまちの将来像とその実現に向けた基本的な方向性や目標などを明示

※ 基本構想については議会の議決を経て定めることが義務づけられていたが、平成23年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、その規定が削除された。(地方自治法第2条第4項)公布と同時に、引き続き自治体の判断で地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の総務大臣通知が発出されたことから、条例を根拠として基本構想を策定する自治体が多い。

(函館市自治基本条例)第17条(総合計画)市長等は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るため、総合計画(議会の議決を経て定める基本構想ならびにその実現を図るための基本的な計画および実施に関する計画をいいます。以下この条および第19条第3項において同じ。)を策定しなければなりません。

基本構想実施計画(2020.4～2025.3, 5年)

- ・基本構想で定める将来像の実現に向け、優先的・重点的に取り組む具体的な事業等を明示

(仮)第3期活性化総合戦略(2025.4～ ※第2期:2020.4～2025.3)

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく法定計画(努力義務)であり、人口ビジョンの現状分析等を踏まえた、人口減少対策のための基本的な計画
- ・基本目標や施策についてKPIを設定し、外部会議による評価を実施

人口減少対策(本部会議)

- ・本市にとっての最重要課題である人口減少を最小限に食い止めるため、市が一体となり取り組む体制を構築

- ・市長公約について、施策や事業の進捗状況や効果などを一元管理・共有し、効果的に取り組みを推進

市長公約(推進会議)

市

デジタル変革推進ビジョン(2024.4～)

デジタル技術を活用して、社会課題解決や地域活性化を図るための基本的な方向性を示す

反映

考慮

国

デジタル田園都市国家構想基本方針(2022.6.7閣議決定)

デジタルの力で社会課題を解決し、誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すための取組方針等を示す

デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023.4～2028.3, 5年)

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく、国の総合戦略
- ・施策の方向性、必要な施策、ロードマップ等を示す

まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(2019.12改訂)

日本の人口の現状と見通し、長期的展望等を示す(※2024年改訂予定)

市

函館市人口ビジョン(2020.4～)

- ・地方版総合戦略において施策を立案する上での重要な基礎となる指針
- ・2025年3月改訂予定(国勢調査結果(2020)を反映) ※ 国は2024年改訂

反映

一致

国(道)を勧奨